

JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約

平成 28 年 4 月 14 日制定

(目的)

第 1 条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社（園部駅から綾部駅まで）の沿線に係る法第 5 条第 1 項に定める計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 園福線のバスに係る態様、その他運行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

(組織及び委員等)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第 4 条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

3 会議は、委員及び代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、綾部市市民環境部市民協働課、南丹市地域振興部地域振興課及び京丹波町総務部地域振興課により構成する。

2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成２８年４月１４日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年８月１６日から施行する。

附 則

この規約は、平成３０年９月１１日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年５月３１日から施行する。

附 則

この規約は、令和４年４月２７日から施行する。

附 則

この規約は、令和５年１１月２８日から施行する。

附 則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和８年９月９日から施行する。